

## 伊達市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、伊達市長から措置を講じた旨の通知があったので、当該通知にかかる事項を下記のとおり公表する。

### 記

財政援助団体等監査に係る監査結果に基づく措置状況報告

令和3年9月2日

伊達市監査委員 山下 茂

伊達市監査委員 山田 勇

掲載満了日 令和3年9月8日

伊 総 号  
令和3年9月1日

伊達市監査委員 山 下 茂 様  
伊達市監査委員 山 田 勇 様

伊達市長 菊 谷 秀 吉

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知の提出について（回答）

令和3年8月17日付伊監第28号にて回答依頼のありました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

# 監査結果に基づく措置通知

監査区分	監査対象部局	指摘（要望）事項	措置内容
令和3年度 財政援助団 体等監査	総務部 総務課	<p>黄金地区コミュニティセンター運営協議会 光熱水道費のうち、水道料金を誤った金額で現金出納簿に記載したため決算書上の支出額にも誤りが生じ、結果的に誤った決算内容で協議会の会計監査を受けていた。適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>本指摘事項について、協議会と今後の在り方及び再発防止について協議いたしました。                      今後は、会計監査の確認漏れがないよう再発防止に努めて参ります。                      また、市に報告する際には決算報告書の他に通帳の写しの提出を求め、再度確認することといたします。</p>
		<p>長和地区コミュニティセンター運営協議会 各協議会と取り交わしている「指定管理者の管理業務仕様書」中の「別表2 利用料金表」の備考において、「暖房料を徴収する期間は、10月20日から4月30日までとする。」と明記されているが、当該期間中に暖房料を徴収していないケースが複数件あった。                      他の公共施設との整合性からも、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>本指摘事項については、運営協議会と市で話し合いを行い、運営協議会及び利用者の要望を確認した上、内部で協議いたしました。                      市内4コミセンは、個別暖房であり、暖房料を徴収する期間であっても暖房を使用していない利用者が多くあることがわかりました。                      このようなことから、利用者の実状に合わせ9月より協定書の変更を行い、暖房料は使用した場合に徴収するように見直しを行うことといたします。</p>
		<p>所管部課 各運営協議会に対する指摘事項（実地調査時の口頭指摘を含む）については、所管部課における実績報告書等の点検の中で確認できるものと推察される内容も多く見られたことから、今後においては、所管部課として必要な確認と調査等を行い、適切な指導をされるよう努められたい。</p>	<p>本指摘事項については、所管課として必要な確認等を適切に行うとともに、必要な場合は調査、指導等を行うなど事務処理を進めて参ります。</p>